



ユニオン・デ・ファブリカン
ブランドの知的財産権保護のための活動をしています。



UNION DES FABRICANTS

POUR LA PROTECTION INTERNATIONALE DE
LA PROPRIÉTÉ INDUSTRIELLE ET ARTISTIQUE

ユニオン・デ・ファブリカン パリ本部

- ・ 1872設立
- ・ 1877年に公益社団法人と認められる
- ・ パリ本部会員、約400社

主な活動

- ・ メンバーの知的財産権の保護
- ・ 取締機関との情報の交換
- ・ 市場の監視

北京事務所

- ・ 加盟メンバーに対する知的財産関連法律・行事等についての情報収集と提供
- ・ 会員メンバーを代表した中国政府に対するロビー活動
- ・ ニセモノ取締のコーディネート
- ・ 市場調査
- ・ 普及啓蒙活動

1998年に設立

BIC, CHRISTOFLE, DANONE, GUERLAIN, KENZO, LACOSTE, L'OREAL, LVMH(Louis Vuitton, Hennessy, Moet & Chandon, Dior, etc.), MICHELIN, MOET, REMY MARTIN, ROCHAS, SALOMON, SCNEIDER, SEB, VICTORINOX, 等約 35 社

日本局・東京事務所

- ・ 1980年設置
- ・ 約70ブランドが加盟

Adidas	Armani	Bulgari	Burberrys	Cartier
Calvin	Klien	Castelbajac	Celine	Chloé
Coach	Converse	Courrège	Dior	Dunhill
Elle	Ellesse	Fendi	Ferragamo	Fila
Fred Perry	Givenchy	Gucci	Guesse	Gore-tex
Hermès	IWC	Kenzo	Lacoste	Lanvin
Louis Vuitton	Missoni	Montblanc	Nike	North Face
Panerai	Piaget	Ralph Lauren	Prada	Puma
Renoma	Rolex	Stussy	Tag Heuer	Timberland
Tommy Hilfiger		Etc.		

赤字部分がフランスのブランド

日本に於ける活動

- ・ 偽造品の流通情報の収集
- ・ 取締当局への対応
- ・ 権利者弁護士と連携した排除活動
- ・ 日本国内で扱われる商標法被疑事件の70%以上、直接、間接的に関与
- ・ 啓発活動

偽造品の種類

- ・「消費者が偽造品と認識していることが前提で取り引きされているもの」 = 前提偽造品

露店、インターネット

ルイ・ヴィトン、ロレックス等

- ・「消費者が本物と認識し、偽造品であることが前提とされず取り引きされているもの」 = 非前提偽造品

チェーン店、量販店、並行輸入品販売店、

インターネット、パチンコ店等

グッチ、コーチ、ラルフ・ローレン等

偽造品の流出国

- ・ 前提偽造品

韓国、中国、香港、タイなど

- ・ 非前提偽造品

袋類（バック、財布等）は、イタリア、中国

衣料品は、中国を含む東南アジア全域

スカーフは、イタリア

偽造品の流通現状

インターネットでの販売
催事場での販売
雑誌媒体での販売
パチンコ屋での販売
並行輸入品市場で真正品と称した販売
露店での販売
個人輸入での販売や国内持ち込み

法的な規制等が求められる問題点

- ・流通量が多く対応が不十分になるインターネット
- ・犯意の立証が難しい為に排除しづらい並行輸入市場の偽造品
- ・水際での差止が困難な標章（マーク）外し・国内組み立て
- ・法律を悪用した形の個人輸入での販売や国内持ち込み

インターネットでの偽造品販売

- ・ 2種類の偽造品が流通
- ・ インターネット上で偽造品流通が多量に起きてしまっている場所を二つに分けて考える必要がある
 - ・ 主要サイトのオークション
 - ・ 主要サイトのモール、自社サイト

主要オークションへの削除依頼

日付	ID削除依頼	展示品削除依頼	実際にID削除された数
H14/3	62	1,093	
H14/4	120	7,972	
H14/5	97	5,054	
H14/6	109	6,043	
H14/7	205	7,294	
H14/8	214	6,367	
H14/9	68	1,975	
H14/10	208	7,527	
H14/11	98	6,550	
H14/12	331	20,698	
H15/1	133	4,997	
H15/2	234	9,608	
H15/3	156	6,975	69
H15/4	97	2,007	68
H15/5	98	5,921	70
H15/6	147	8,106	91
H15/7	161	8,968	134
H15/8	115	3,687	81
H15/9	393	22,943	269
H15/10	120	3,744	96
H15/11	378	30,595	243
H15/12	509	25,039	331
Total	4,053	203,163	1,121

注意：平成16年に入り毎月15,000件以上の削除依頼をし続けている

主要オークションでの偽造品汚染率

削除依頼
偽造品撲滅キャンペーン
身元確認の強化

某海外著名ブランドの1アイテムについての汚染率の推移は、
平成16年7月5日
(出品数212点/偽造品134点) 64.3%

身元確認の強化が実施された以降の数字には、
改善が見られるが、それでも
平成16年8月19日
(出品数623点/偽造品266点) 42.7%

主要サイトへの出店審査

	審査依頼数	問題ありとの回答
A	650件	91件
B	27件	2件
C	66件	16件
D	1件	1件
合計	744件	110件

平成15年7月から平成16年6月まで

並行市場に於ける問題(1)

真正品と称する偽造品（非前提偽造品）が流通

一般消費者も被害者

一連の専門量販チェーン店による偽造品販売・回収、テレビショッピングでの偽造品販売の発覚等の騒動は、記憶に新しく、消費者の抱く流通不安は増加している

パチンコ店で景品として販売されるセカンドライン物を除く欧米の高級ブランドの商品はかなりの確率で偽造品である

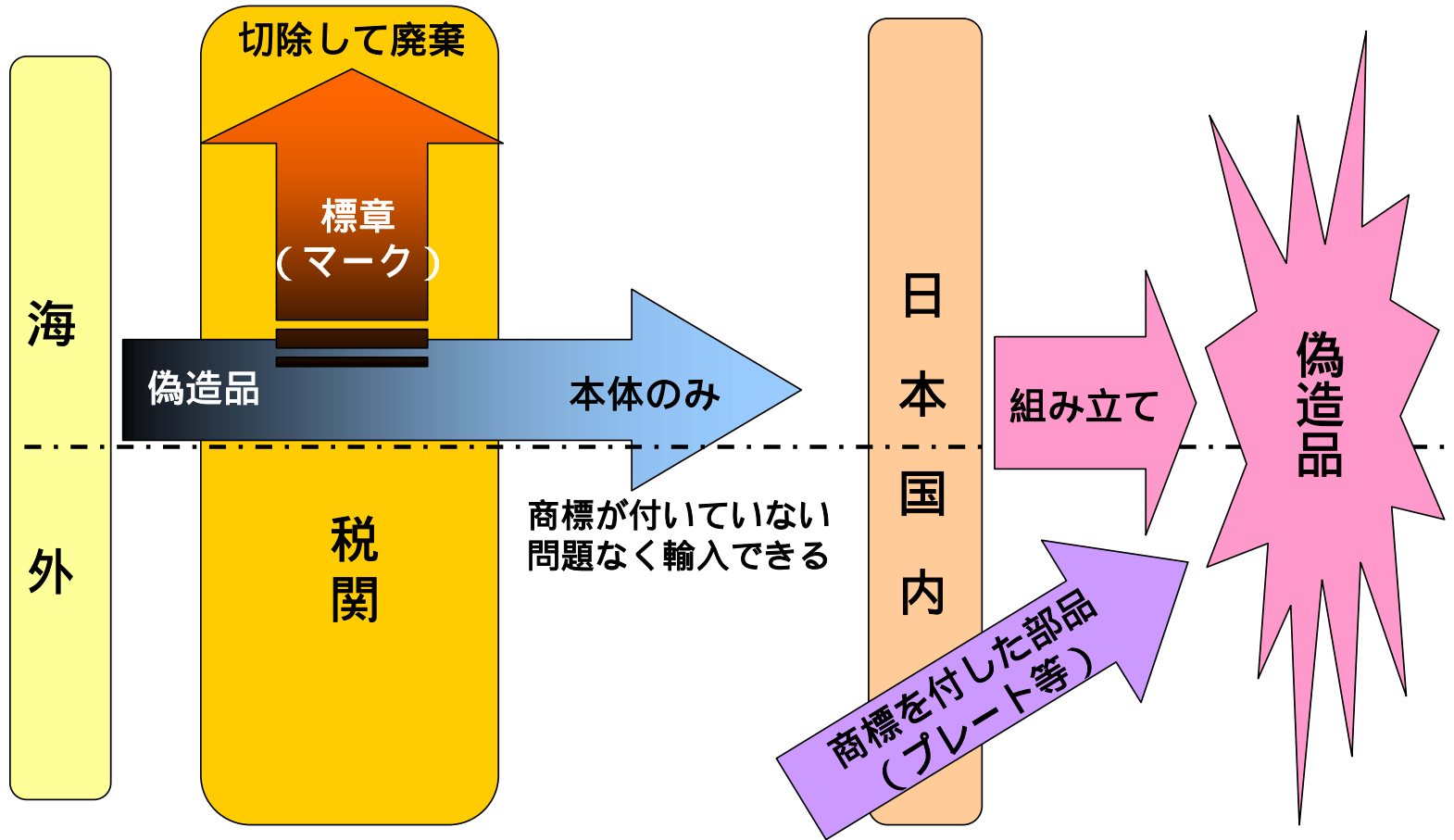
某テレビ局がアパレルの某ブランドの偽造品の汚染率を算出した事があるが、その時には95%以上という驚くべき数字を報道した

並行市場に於ける問題(2)

現行の法律に基づけば、販売者が偽造品と承知して販売していたとの立証が出来ない限り刑事摘発は不可能（過失犯を罰とする条項はない）

- ・パチンコ店などは、景品については委託販売の形式をとっている場合が多く、店の言い訳として、何が景品として置いてあるかも知らないし、況や、偽造品だとは思わなかった、もし偽造品だったら店に関係ないから全部持って行って持ち主を摘発してくれ、とのものがよく用いられる
- ・全体的には、民事的に偽造品の販売をしていると弁護士等からの内容証明郵便等で通知をしているが開封していなかったり、読んでも信じられなかったとの言い訳が横行している
- ・2003年度中の非前提偽造品の刑事摘発は、弊事務所が把握する限り2件にすぎない(警察庁発表によると平成15年度の偽ブランド事犯摘発数は159件であるから、非前提偽造品の事犯摘発の割合は、1.2%になる)

標章（マーク）外し



具体例(1)



真正品



偽造品

具体例(2)



標章（マーク）外し

- ・ 標章（マーク）外しの対象となるブランドは、ブランドロゴに織ネームや金属プレートを使用しているところが中心となる
- ・ 最初から外した形で本体と多量の金属プレートを別便で発送し日本国内で組み立てるという手口も横行している
- ・ 商標法の「みなし規定」が十分に活用されていない為、金属プレート等を単体で国内に送るのは簡単である

個人輸入の被害

個人輸入による被害がどの程度であるかの統計は出されていない

- ・ 関税局の報道発表データは、一般商業貨物及び国際郵便物における差止に関わるもののみで計上されており、旅客等の携帯品及び別送品に関わる差止実績を含んでいない
- ・ 偽造品が一個等のみで個人所有であると思われるものもしくは数量が少ない場合で且つ個人所有であるとの主張があるものの場合、税関は法的根拠を持たず差止られないので、原則、素通りであり統計には現れない

しかし、関税局発表のデータからも小口化が進んでいることは確認できる
リスクの分散化と小口貨物であれば個人所有として見逃される可能性への
期待等が原因だと思われる

種別

		平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
バック類	点数	304,028	244,715	308,712	161,371	147,519	36,823	53,504	43,687	83,863	161,213	142,417
	件数	259	315	638	1,252	702	845	988	1,131	2,376	5,547	5,420
	一件あたりの点数	1,174	777	484	129	210	44	54	39	35	29	26
時計類	点数	1,196	5,347	44,309	3,047	75,626	225,866	32,026	51,542	47,519	54,509	29,918
	件数	24	25	61	55	92	69	46	77	156	493	796
	一件あたりの点数	50	214	726	55	822	3,273	696	669	305	111	38
2種目合計	一件あたりの点数	1,079	735	505	126	281	287	83	79	52	36	28

財務省関税局発表のデータを基礎に作成した

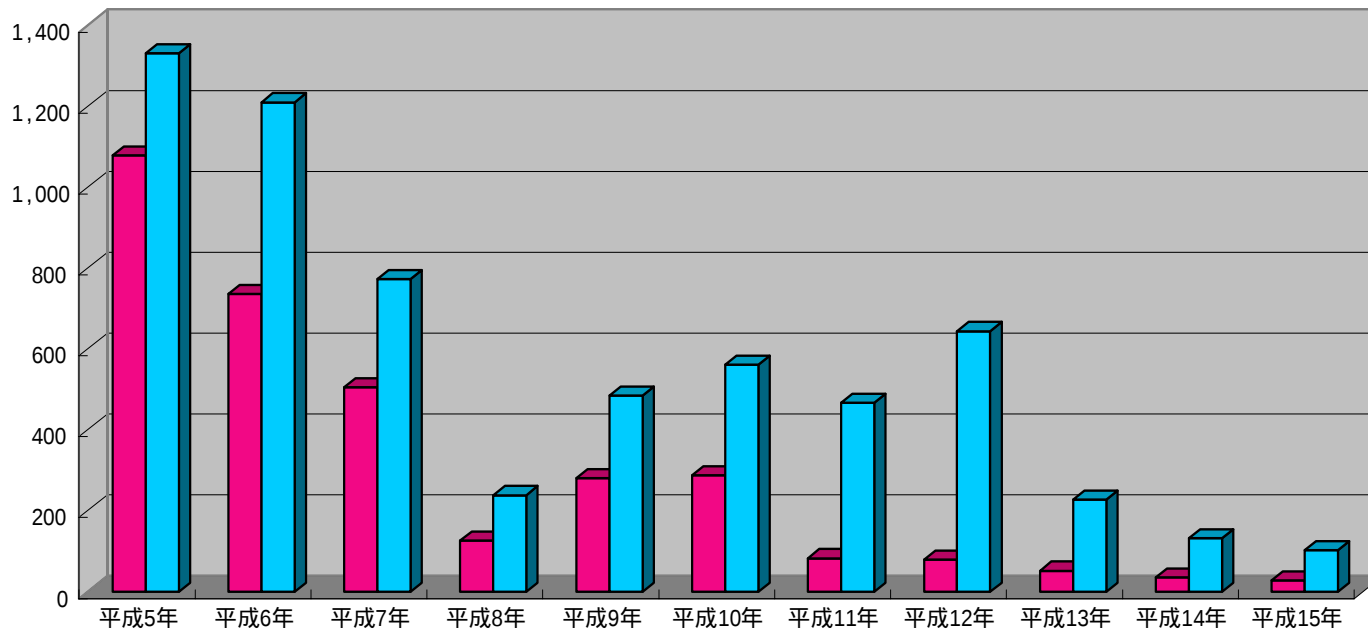
国別

		平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
韓国	点数	218,510	232,947	133,860	315,736	340,098	204,289	150,813	117,103	128,609	231,149	240,393
	件数	369	402	970	1,789	1,199	1,222	1,399	1,103	2,177	5,334	4,505
	一件あたりの点数	592	579	138	176	284	167	108	106	59	43	53
香港	点数	149,494	300,463	565,509	174,571	243,329	401,934	255,466	379,911	426,582	77,587	58,997
	件数	46	104	133	742	326	121	133	108	231	476	625
	一件あたりの点数	3,250	2,889	4,252	235	746	3,322	1,921	3,518	1,847	163	94
中国	点数	215,038	118,628	197,495	125,117	188,906	183,375	371,585	433,731	38,332	534,495	395,265
	件数	23	33	57	47	70	63	133	234	202	552	1,630
	一件あたりの点数	9,349	3,595	3,465	2,662	2,699	2,911	2,794	1,854	190	968	242
三カ国合計	一件あたりの点数	1,331	1,210	773	239	484	562	467	644	227	133	103

財務省関税局発表のデータを基礎に作成した

一件あたりの数量の推移

赤 = 種目別 青 = 国別



財務省関税局発表のデータを基礎に作成した

個人輸入の実態

- ・・・海外よりEMSで発送します・・・
 - ・・・複数のご注文を頂いても一つずつの梱包発送なので、送料の軽減はできません
 - ・・・福岡、鹿児島、大分、宮崎、長崎、熊本、佐賀、沖縄の八県にお住まいの方はご遠慮ください・・・
- 等の文章を使用している

Aオークションの場合、偽造品266個の内19個がEMS発送

Bオークションの場合、偽造品1127個の内80%以上がEMS発送

信頼できる某ブランドによると、税関等からの依頼で見せられている商品の状況から割り出せば、輸入されている当該ブランドの輸入される偽造品数の、
少なくとも半数は個人輸入の数であるとしている

偽造品の個人輸入の存在理由

偽造品販売は、**利幅が大きい**ためEMSの送料（日本からアジアに発送の場合800円から1,600円）や、税関で止められ没収されたものが出た場合の危険費用を計算に入れても十分に採算が取れる

小口化によってリスクの分散が計れる

関係者の対応能力を上回る件数が発生すれば、自然、通関できる個数が増す

海外からEMSで落札者（エンドユーザ）に1点ずつ直送すれば、それぞれの輸入行為は「個人輸入」であり、**現行商標法上違法性はないと判断せざるを得ない**放置すれば、この方式での偽造品販売は増大することは自明の理である

他の前提偽造品にも共通することであるが、組織的（国内での人気動向、日本国内での支払い口座の確保等）であり、他の前提偽造品の件を警察が摘発する際に多くの場合立証されるが、**暴力団等の資金源**になっている

偽造品個人輸入への対応の限界

- ・ 海外から発送され水際での差止ができない現状では権利者のみの対策は、以下の理由で、ほぼ無力である。
 - 海外で発送した者を特定することは困難であり、況や、その裏で組織を動かす者の特定はほぼできない、特定できたとしても海外であることや、数も膨大すぎることもあり適切な処理が不可能である
 - 水際での差止には法的根拠が存在しない
 - 消費者の啓発は権利者側も行っているが、即効性に欠ける面や法的根拠を欠き説得力がない等で期待する効果が得られない
- ・ 法的根拠、更にはそれを得た取り締まり当局の参入を強く望まざるを得ない状況にある

偽造品個人輸入に対する要望

- ・ 商標法の定義から「業として」をはずす改正か、もしくは、他の法律等で個人輸入・個人所持を禁じ取り締まるということも考えられる
後者の方法の場合は、税関等で偽造品の没収が行える形態を整えて頂きたい
- ・ いずれの方策であっても、政治的・啓発的效果の観点からも十分に有効であろうと思われる
- ・ 偽造品の輸入や所持は法的根拠もあって「悪」であるとの趣旨の官民合同の啓発活動を展開すべきと思われる

偽造品の所持禁止

・フランス知的財産法（ロンゲ法）

< 権利の内容 >

知的財産法第L713の2（抜粋）

次に掲げるものは権利者の許可がない限り、禁止されるものとする。

(a) 標章の複製、使用又は貼り付け、「規格、様式、機構、模造、種類、方法」等の単語が付記されているものも含む。又は、登録において指定されているのと同じの商品又は役務に対して複製した標章を使用すること、

< 水際での差押 >

同法第L716の8（抜粋）

税関当局は登録標章の権利者又は独占的使用権の受益者からの書面による請求に基づき、上記権利者又は受益者がそれらの者が登録している、又はその使用について独占的使用権を享受している標章についての権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。

< 所持違反 >

同法第L716の10（抜粋）

何人たりとも、正当なる理由なく偽造された商標が付されている製品と知りつつ所持するもの、意図的に販売したもの、販売をしようとするもの、偽造された商標に関わる商品もしくは行為を提供もしくは提供を試みたものは、前記の条項に定められた罰則を科する。